

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討について (公定価格関係以外)

第45回子ども・子育て会議 資料1で提示した各検討事項の検討の方向性(案)について、同会議での意見を踏まえて一部変更した上で、抜粋したもの

1. 制度全般に関する事項

1(1)支給認定証の交付等に関する事務負担軽減の状況等を踏まえた、保育標準時間・短時間の区分、認定証の交付や職権変更、求職要件など支給認定の在り方

論点 支給認定区分の変更の時点について

【方向性(案)】

- 2号認定、3号認定の区分については、これまでに、区分が切り替わる毎に通知が必要だったものを、年度の末日までに通知をすればよい取扱いとしたところであるが、更なる制度改正については、それによって生じる影響などへの懸念が大きいため、現行の制度を維持することとしてはどうか。

論点 保育標準時間・短時間の区分について

【方向性(案)】 前回の会議での意見を踏まえ変更

- 区分の統一により市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育所等における保育の長時間化につながる懸念がある。保護者の就労の実態に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育を利用できるようにすることは重要であることから、無償化の施行の状況等も注視しながら、多様な働き方への対応や公費負担への影響等も踏まえつつ、区分の在り方については中長期的に検討することとしてはどうか。

論点 保育の必要性認定における「求職活動」の要件について

【方向性(案)】 前回の会議での意見を踏まえ変更

- 求職事由の取扱いについて、通知等により明確化することを、以下の観点から検討してはどうか。

(考えられる内容)

- ▷ 他の認定事由との公平性、地域における実情、求職活動の性質等を踏まえ、取扱いの考え方を整理する。
- ▷ 求職活動の内容及び確認方法について、以下のような例示を行う。
 - ・ 求職活動の内容については、客観的に求職活動と認められる内容であることが求められ、主なものとして、ハローワークにおける求職申込、求人への応募、職業相談・職業紹介、各種講習・セミナー受講、個別相談ができる企業説明会等への参加等が含まれ、なお自宅における新聞、インターネット等での求人情報の閲覧のみを行っている場合や、知人への紹介依頼などその活動のみをもって保育の必要性が生じているとはいえない場合については含まない。
 - ・ 申請時に、今後の求職活動の計画等の提出を求め、認定の有効期間終了後に再度申請する場合には、活動内容の報告を求める。

1 (2) 幼稚園等で受け入れている 2 歳児を支給認定 (教育認定) の対象とすることについて

【方向性 (案)】

現時点では、幼稚園における 2 歳児の受入れについては、実施の有無や目的・内容が多様であり、支給認定の対象として一律の公定価格を設定する状況にあるとは言えないため、引き続き多様な活動を地域子ども・子育て支援事業や公定価格の子育て支援活動加算等により支援していくこととしてはどうか。

1 (3) 大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取扱いなど、大規模開発時の利用調整の在り方

【方向性 (案)】 前回の会議での意見を踏まえ変更

大規模開発時において、大型マンション等が建設されるに当たり当該マンション等に認可保育所を設置するような場合の利用調整における取扱いについては、当該マンションに併設されたことをもって優先的な取扱いを行うことはせず、自宅と保育所との距離等を勘案し入所する保育所を決定する中で、各自治体において個別に判断することとしてはどうか。

1 (4) 認可外保育施設の認可施設への移行に向けたインセンティブ付与など、移行促進のための方策

【方向性 (案)】 前回の会議での意見を踏まえ変更

現在実施している移行促進策を引き続き実施し、認可外保育施設の認可施設への移行の支援に取り組んでまいりたい。

3 . 保育人材の確保

3 (1) 土曜日における共同保育の実施、子どもの帰宅後も保育士が閉園まで勤務するという運用の改善など、働きやすい職場づくり、業務負担の軽減による、保育士等の勤務環境の向上のための方策

【方向性 (案)】 前回の会議での意見を踏まえ変更

土曜保育における共同保育の実施については、現在特段の規制はないものの、取組みの在り方等に係る FAQ の発出等による明確化を行ってはどうか。

保育士等の業務負担軽減等による働き方改革については、子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、「市町村や保護者から連絡があった場合に備えて確実な連絡手段や体制が確保されていること」など連絡体制の確保措置を要件にしたうえで、そうした時間については保育士がいなくても可とすることを明確化してはどうか。

3 (2) 保育所における職員の短時間勤務について、配置可能な条件の見直し、対象職員の拡大など、配置要件の

【方向性 (案)】 前回の会議での意見を踏まえ変更

新たに調理員等に短時間勤務職員の導入を可能とする取扱いについては、保育の質の確保にも留意しつつ現行の職員配置基準においても実施することが可能である旨を、通知等により地方自治体に対して周知明確化することとしてはどうか。

3 (3) 地方自治体等における研修体制の整備、職員の研修受講や園内研修の実施を評価する仕組みなど、保育士等が研修を受講しやすくするための体制づくり

【方向性 (案)】

保育士に対する研修については、今後とも効果的かつ効率的な受講が可能となるよう、取組みを検討、実施してまいりたい。

3 (4) 都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育事業継続のための支援策

【方向性（案）】 前回の会議での意見を踏まえ変更

地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、人口減少地域等における保育に関するニーズや取組事例を把握するための実態調査の実施など短期的・中期的にも検討してはどうか。

3（5）看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度を導入するなど、潜在保育士の就職・再就職支援の強化のための方策

【方向性（案）】

研修の実施や資格試験の充実については、引き続き潜在保育士に対する研修機会の確保等による再就職支援等を行ってまいりたい。

看護師等免許保持者類似の届出制度の導入については、法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等費用対効果も踏まえて、どのような対応が可能であるか検討してはどうか。

4．認定こども園

4（1）施設類型、設置者及び利用者の支給認定区分の違いによって、「特別支援教育費補助」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」など、異なる制度が適用される私立認定こども園における障害児等支援の補助体系の在り方

【方向性（案）】

○ 既に一般財源化した保育認定子どもに係る部分（ ）については、国と地方の税財源配分のあり方に関わる課題であり直ちに変更を行うことは困難であるが、国事業（私学助成の「特別支援教育費補助」（ ）及び「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」（ ））の一本化については、現行の両事業の実施率や上乘せ補助の状況等も踏まえて、事務負担だけでなく各園への支援が低下することのないよう留意しつつ検討するべきではないか。

4（2）3歳以上園児の保育室の3階以上への設置の可否など、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の在り方

【方向性（案）】

○ 3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合においては、遊戯室を3階以上に設置可能とするなどについて周知しており、更なる基準緩和は行わないこととしてはどうか。

4（3）5年間延長されている保育教諭の資格に係る経過措置期間中に、免許併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策

【方向性（案）】

○ 令和6年度末までの特例期間中に更なる免許状・資格併有促進のため、保育者の質の確保に留意しつつ、保育士の登録を受けた者についての、幼稚園教諭免許状取得特例と、幼稚園教諭免許状所有者の、保育士資格取得特例の在り方について更なる検討を進めてはどうか。

（検討例）認定こども園で保育教諭としての勤務経験を有する場合、上記特例の適用に当たって考慮できる点はないか等

5．地域型保育事業

5（１）小規模保育事業における運営等の在り方（Ｂ型からＡ型への移行促進、一時預かり事業や共同保育実施の要件など）

【方向性（案）】 前回の会議での意見を踏まえ変更

小規模保育事業Ａ型への移行促進については、現在においても小規模保育事業Ｂ型からＡ型に移行するインセンティブを公定価格上設けており、周知すること等により引き続きその活用促進に努めてまいりたい。

小規模保育事業所による一時預かり事業については、現行の実施要綱においても実施可能であり、今後改めて通知等により周知することとしてはどうか。

5（２）保育士資格を有する者が家庭的保育者等として従事する場合の、家庭的保育研修の受講要件の柔軟化

【方向性（案）】 前回の会議での意見を踏まえ変更

保育士資格所有者が家庭的保育や小規模保育事業Ｃ型に従事するに当たり受講する家庭的保育研修については、受講時期につき事業への従事開始後一定期間内の受講も認めるなどの措置を講ずることとしてはどうか。

5（３）居宅で家庭的保育を実施している事業者が、５年間延長されている自園調理に係る経過措置期間中に自園調理を実現できるようにするための支援策

【方向性（案）】

家庭的保育事業における自園調理の実施については、経過措置の延長や補助事業が利用可能であることを、事業者団体での講演や自治体の担当者会議において、周知・説明を行うこととしてはどうか。

5（４）居宅訪問型保育事業の運用の在り方（派遣対象の拡大や対象児童等の観点からの事業類型の創設など）

【方向性（案）】 前回の会議での意見を踏まえ変更

保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施については、現行の取扱いにおいても可能であるが、居宅訪問型保育事業者はそのような乳幼児に対する保育の提供を行うことができる旨、改めて省令上に位置づけることとしてはどうか。

居宅訪問型保育事業の類型化については、居宅訪問型保育事業の活用促進に向けて必要となる事項を、運営費等コスト面の調査を含む制度運用の実態把握や事例収集を行いつつ、引き続き検討することとしてはどうか。

5（５）連携施設制度の在り方（連携施設確保促進のための地方自治体の関与、小規模保育卒園児を対象とした先行利用調整の仕組みの検討など）

【方向性（案）】 前回の会議での意見を踏まえ変更

小規模保育施設を卒園した児童の受け皿確保については、留意事項等に係る通知において優先利用の例示の１つとして既に記載しているところではあるが、有効な取組を明確化する観点から、先行利用調整のようなさまざまな対応策を活用して、小規模保育施設卒園後の受入先確保を促進してはどうか。

連携施設制度の在り方については、連携施設の設定状況や、今般延長を行った連携施設設置に係る経過措置期間における状況を踏まえて、検討を行うこととしてはどうか。

6．地域子ども・子育て支援事業

6（１）各事業の実施状況、運営実態を踏まえた、補助内容の在り方や事業の促進のための方策

【方向性（案）】

両事業（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業）とも、量的拡充については、ニーズを踏まえながら検討してまいりたい。また、予算上の仕組みについては、予算編成過程において検討してまいりたい。

一時預かり事業について、経営上の課題に対応するための職員の処遇改善や補助単価の見直し等を、予算編成過程で検討することとしてはどうか。

6（２）条例による事務処理特例の運用状況を踏まえた、一時預かり事業及び病児保育事業の届出先や立入検査に係る事務の都道府県から市町村への権限委譲の可否

【方向性（案）】

昨年実施した調査によると、一時預かり事業と病児保育事業の届出受理及び立入検査等の権限を市町村に委譲することについて、「可能」と回答した自治体は１割に満たず、多くの自治体から人員体制やノウハウの欠如を理由に「不可能」との回答が寄せられたところ。

当該調査結果を踏まえ、一時預かり事業と病児保育事業に係る届出の受理や立入検査等の実施権限は引き続き都道府県に属することとしつつ、条例による事務処理特例制度を活用することで、市町村への権限委譲を可能とする現行の取扱いを周知することとしてはどうか。

6（３）一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業において居宅訪問型の実施が進まない要因の分析、実施の促進のための方策

【方向性（案）】

制度利用を阻害する要因の分析については、現在の実施数が少ないことも踏まえつつ、方法も含め検討することとしてはどうか。

6（４）病児保育事業に係る人材の確保に向けた、スキルアップや待遇改善等、事業の安定的な運用のための支援等の在り方

【方向性（案）】 前回の会議での意見を踏まえ変更

病児保育事業に係る事業経営については、今年度運営実態を把握するための調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ、さらなる検討を行うこととしてはどうか。

病児保育事業の安定的運営に向け、実施施設の空き状況確認や利用予定の管理のためのシステム構築に要する費用の補助について、予算編成過程で検討することとしてはどうか。

6（５）幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子供への対応

【方向性（案）】

一時預かり事業（幼稚園型）において、障害児を受け入れる場合の単価のあり方を令和２年度予算の編成過程で検討することとしてはどうか。

7．その他

7（１）職員配置改善など更なる「質の向上」のための0.3兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保

【方向性（案）】

- 骨太の方針 2019 など、閣議決定された方針に基づき、引き続き、各年度の予算編成過程において、安定的な財源の確保に努める。

7（2）幼児教育・保育の無償化を始めとする各種政策や制度変更の効果・検証の在り方

【方向性（案）】

- 少子化対策については、当面は、同様の指標に係る数値の変化を確認する。
- 幼児教育の重要性については、当面は、年齢別・施設別の利用者数及び割合を確認する。
- 中長期的には、出生率への影響や、幼児教育の効果等をどのように検証するかを検討。

7（3）幼保連携型認定こども園において施設の設置者からの求めに応じて市町村が行う保育料の徴収事務について、幼稚園等に対象を拡大することの可否

【方向性（案）】

- 保育料の徴収権限は、児童福祉施設としての責務の履行を担保するために付与されたもの。
- 加えて、幼児教育・保育の無償化により、これらの施設に強制徴収を行うことができるようにする意義は薄くなっている。
- 以上のことから、強制徴収の対象となる施設の拡大は行わないこととしてはどうか。

7（4）保育所等の面積基準及び外部搬入規制の在り方

【方向性（案）】

- 面積基準については、既に特例措置が講じられているため、追加の措置は不要ではないか。
- 給食の外部搬入の更なる拡大については、質の観点からの懸念も示されていることを踏まえれば、現時点で方針を決定するのは時期尚早ではないか。